

● い ち ご

1. 大 小 基 準

等級	階級	1 果 重	詰 め 方		1パック300g 果 数	適用
			上段	下段		
A	3L	30 g 以上	6	3~4	9~10	中仕切
	2L	22 g ~30 g	8	6	14	〃
	L	15 g ~22 g	3×4	8	20	〃
	M	10 g ~15 g	3×5	3×4	27	〃
	S	7 g ~10 g	4×5	3×5	34~35	〃
	2S	7 g 以下	バ ラ 詰		満杯詰め	
B	L	30 g 以上	〃		〃	中仕切
	M	13 g ~30 g 以下	〃		〃	〃
	S	7 g ~13 g 未満	〃		〃	〃

2. 品 位 基 準

A	B
①同一品種にしても固有の品質・形状・色沢を有し、過熟で病虫害の被害なく、先青の混入していないもので、損傷・腐敗のおそれのないもの。	①Aに次ぐもので、病虫害の被害なく、損傷・腐敗のおそれのないもの。

3. 量 目 基 準

- ・バラ詰は300g・400g・500g } のパックをダンボール箱に入れ1箱とする。
- ・二段詰めは300g

4. 出 荷 容 器

出荷容器はダンボール箱とする。

● す い か

1. 大 小 基 準

等級	階級	箱詰定数	1個重量
A ・ B ・ C	4L	2	9kg以上
	3L	2	8kg～9kg
	2L	2	7kg～8kg
	L	2	6kg～7kg
	M	2	5kg～6kg
	S	2	4kg～5kg

- 調整
- ・病虫害果は除く。
 - ・収穫は完熟品とする。
 - ・果梗の1cm以内とする。
 - ・品種を明記する。

2. 品 位 基 準

A	B	C
①品種固有の特性を有し、色沢良好のもの。 ②形状は正形にして無傷であるもの。 ③空洞及びすじの入っていないもの。	①Aに次ぐもので、空洞のないもの。	①玉直しが不十分で果皮にやや黄色い部分があるもの。 ②傷の軽微なもの。 ③その他はBに次ぐもので空洞のないもの。

3. 量 目 基 準

- ・箱詰定数。

ただし、1包装単位の量目は、市場での販売時において、次の表に示す重量を標準とする。

階 級	4L	3L	2L	L	M	S
1包装単位の量目基準	18kg	16kg	14kg	12kg	10kg	8kg

4. 出 荷 容 器

出荷容器はダンボール箱とする。